

YUBISUI NEWS

企業版

No. 104

2023

特集 年末調整手続きの電子化について



ゆびすいグループ

CONTENTS

医療介護専門部より 医師の数とその年齢	02
特集 年末調整手続きの電子化について	03
社労士からのアドバイス 今後の法改正とその対策	07
司法書士の目の付けどころ 相続登記の義務化について	09
コンサルの現場から マス型採用から個別採用へ	11
相続事例 贈与税の「暦年課税」と「相続時精算課税」	13
News YNG メルマガランキング	15

医療介護専門部より

医療介護専門部

税理士

中村圭吾



医師の数とその年齢

日本の医師数は年々増加しています。

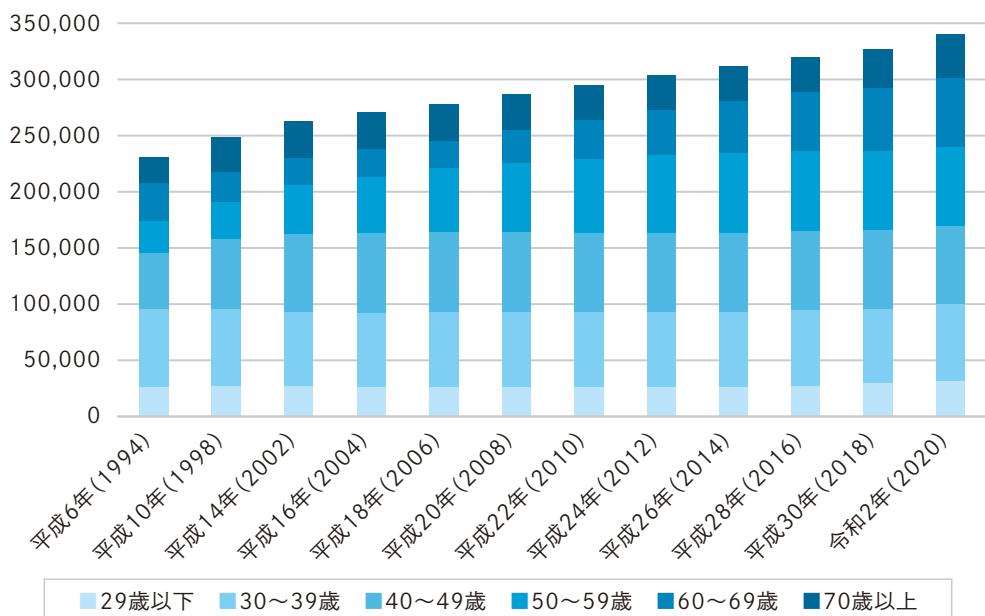
最新のデータによると、全国で約34万人の医師が登録されています。

平成6年は約23万人でしたので、この間に約10万人増えていることになります。

ただ、実際にはこれだけ医師の数が増えているても、諸外国と比べると人口に対する医師数はまだまだ低い水準のようです。

医師不足についてはコロナ禍で深刻さが叫ばれましたが、今後も高齢化社会が進むと考えると、さらなる医師の増加が必要なのかもしれません。

医師数及び医師年齢の推移



厚生労働省【令和2年 医師・歯科医師・薬剤師統計の概況】を基に作成

また、グラフから読み取れることがもう1点あります。

医師全体の高齢化が進んでいるということです。

年齢を重ねてもお元気で、現役で活躍できる方が増えているということが要因の一つと考えられます。しかし一方で、事業承継が進んでいないという見方もできるのではないでしょうか。

近年、医療業界でもM&A等が活発となってきております。医師の高齢化を考えると、この傾向は今後さらに強くなるでしょう。

弊社でも事業承継支援を行っています。お困り事がございましたら、お気軽にご連絡くださいませ。

最後に余談となりますが、税理士の数は全国で約8万人です。

税理士業界も医師と同様に高齢化が進んでおります。

こちらもM&A等での組織再編がさらに活発になりそうですね。

年末調整手続きの 電子化について



1. 「年末調整の電子化」とは

「年末調整の電子化」とは、「年末調整に必要な各種書類を電子データで回収・計算・保管を行うこと」です。

今まで年末調整事務としては、まず印刷した扶養控除等(異動)申告書等を従業員に渡し、必要事項を記入、生命保険や地震保険などの各種控除証明書(ハガキ等)を添付して給与担当者へ提出、という流れで行っていました。また、従業員から回収した各書類を給与担当者がチェックし、給与ソフト等に入力する必要があります。

「年末調整の電子化」の理想の形は、

- 従業員が自身の生命保険料控除証明書や住宅借入金等特別控除に必要な金融機関のローン残高証明等を各発行主体から電子データで取得。

- そのデータを電子化対応のオンライン給与システムに取り込み、扶養親族の情報など必要事項をパソコン・スマートフォンから入力。
(または、国税庁年末調整控除申告書作成用ソフトウェアを利用して各種申告書を作成。)

- 給与担当者は全従業員から提出がなされたことのみを確認し、年末調整の計算を終了する。
(国税庁年末調整控除申告書作成用ソフトウェアを利用する場合は、給与システムへの取り込みを行う。)

という流れとなります。

※ 国税庁年末調整控除申告書作成用ソフトウェア

「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」は、年末調整申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が提供するソフトウェアです。

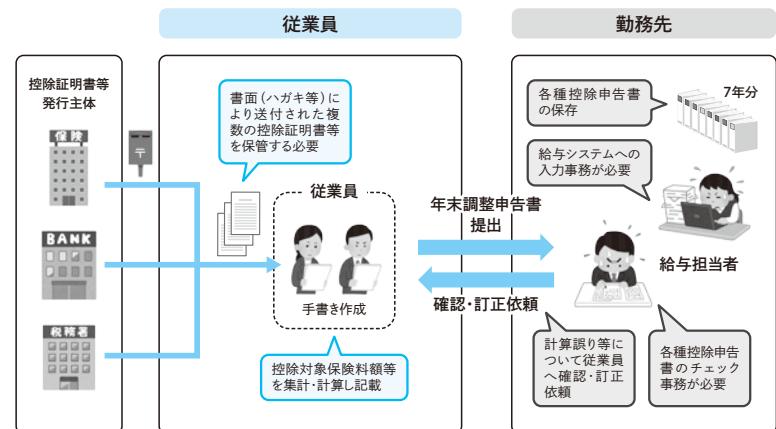
パソコン版は国税庁HPより、スマートフォン版はアプリストアからダウンロードできます。



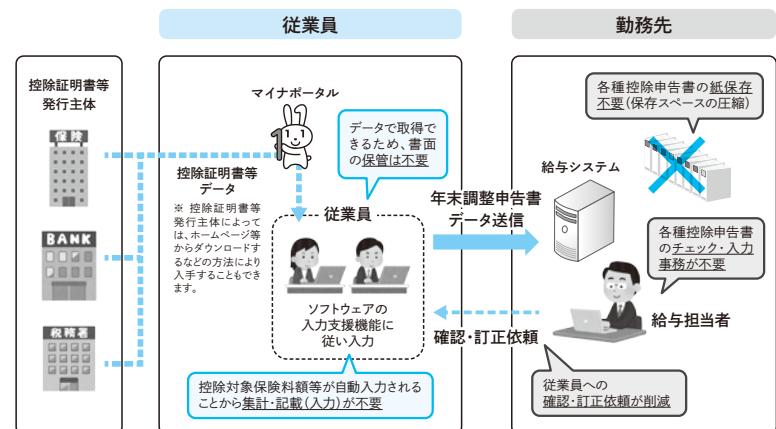
堺事業部
菅修太朗

年末調整手続の電子化概要図

これまで(電子化前)



令和2年10月以降(電子化後)



～参照～ 「国税庁HP・年末調整の電子化概要」より

2. 電子化のメリット

年末調整の電子化のメリットとして、以下の点が考えられます。

①書面での保管は不要

月々の給与計算や年末調整計算を行うために必要な以下の書類は法人の事業所で保管することが求められています。

- 源泉徴収簿(または給与台帳等)
- 扶養控除等申告書
- 保険料控除申告書
- 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書
- 従業員から提出された保険料控除証明書やローン残高証明書の原本など

これらの全従業員分を7年間分保管する義務があるため、紙での保管となると膨大な量になります。また、税務調査で調査官より依頼があった場合には速やかに提示することが求められます。

現在、これらの書類を電子データで保管することが可能となっています。

書類の保管スペースが不要、税務署等へ提示する場合もデータからすぐ探すことができます。

②従業員の申告書記載・給与担当者の控除額計算の手間が簡略化

現在、年末調整での控除額計算は以前と比べ複雑なものとなっており、申告書の枚数も増え、計算誤りをしてしまうケースが多くなっています。

市販の給与システムまたは国税庁年末調整控除申告書作成用ソフトウェアでは、扶養親族情報などが比較的簡便に入力できるようになっています。また、保険料控除等の計算誤りも減らすことができます。

3. 証明書発行主体の対応状況

国税庁HP(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm)に発行主体の対応状況が掲載されています。現状、ほとんどの保険会社が対応済みとなっています。

保険料控除証明書(年末調整・確定申告)

令和4年10月18日

索引	発行主体(生命保険会社)	電子控除証明書 発行対応 (予定)	※参考(マイナポータル連携) 連携対応(予定)	民間送達サービス
あ	アクサ生命保険株式会社	令和4年10月		
	アクサダイレクト生命保険株式会社	対応済み		
	朝日生命保険相互会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	アフラック生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	イオングループ生命保険株式会社	対応済み (マイナポータル 連携のみ)	令和4年10月	e-私書箱
	SBI生命保険株式会社	対応済み		
	オリックス生命保険株式会社	令和5年10月		
か	株式会社かんぽ生命保険	対応済み	対応済み	MyPost
さ	ジブラルタ生命保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
	住友生命保険相互会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	ソニー生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	SOMPOひまわり生命保険株式会社	対応済み	令和5年1月中旬	e-私書箱
た	第一生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	大樹生命保険株式会社	対応済み		
	大同生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	太陽生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	チヨーリン生命保険株式会社	令和4年10月		
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	対応済み (マイナポータル 連携のみ)	対応済み	e-私書箱
な	日本生命保険相互会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	ネオファースト生命保険株式会社	対応済み		
は	フコクしんらい生命保険株式会社	対応済み	対応済み	MyPost
	富国生命保険相互会社	対応済み	令和4年10月	e-私書箱
	ブルデンシャル ジブラルタ フィナンシャル生命保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
	ブルデンシャル生命保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱

索引	発行主体(生命保険会社)	電子控除証明書 発行対応 (予定)	※参考(マイナポータル連携) 連携対応(予定)	民間送達サービス
ま	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	明治安田生命保険相互会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	メットライフ生命保険株式会社	対応済み		
	メディケア生命保険株式会社	対応済み		
ら	ライフネット生命保険株式会社	対応済み		

索引	発行主体(損害保険会社)	電子控除証明書 発行対応 (予定)	※参考(マイナポータル連携) 連携対応(予定)	民間送達サービス
あ	あいおいニッセイ相互損害保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	AIG損害保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
か	SB損害保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
さ	共栄火災海上保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
	セコム損害保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
	ゼゾン自動車火災保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
	ソニー損害保険株式会社	令和4年10月	令和4年10月	e-私書箱
	損害保険ジャパン株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
た	東京海上日動火災保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
な	日新火災海上保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱
ま	三井住友海上火災保険株式会社	対応済み	対応済み	e-私書箱

4. 実践編(国税庁年末調整控除申告書作成用ソフトウェアを利用する場合)

①従業員周知

従業員の方には、マイナンバーカードを取得・マイナポータルの利用者登録をしてもらう必要があります。

次に国税庁の年調ソフトを取得してもらう必要があります。

国税庁が提供する「年調ソフト」をパソコンやスマートフォンにインストールします。
「年調ソフト」については以下のとおり公式アプリストアから入手することができます。

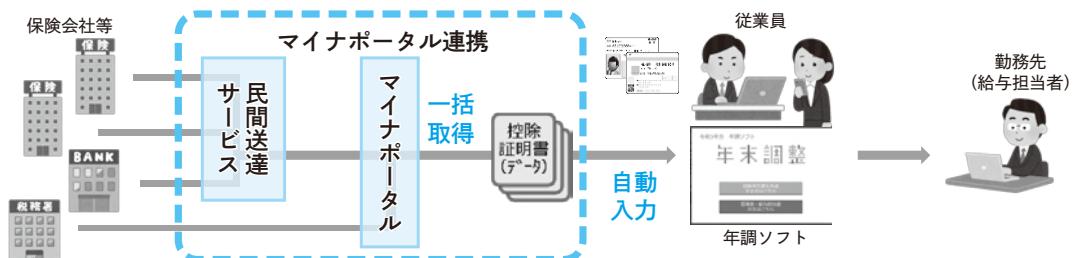
Windowsのパソコンをご利用の方	Macのパソコンをご利用の方	Androidスマホをご利用の方	iPhoneをご利用の方
マイクロソフトストアで「年末調整 国税庁」と検索	Appstoreで「年末調整 国税庁」と検索		

～参照～ 「年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて」より

②従業員の準備

①で取得した国税庁の年調ソフトにマイナポータル連携で取得した各種証明書を取り込みます。

マイナポータル連携のイメージ



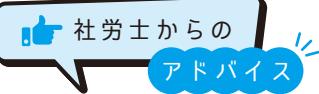
～参照～「国税庁年末調整手続の電子化について～マイナポータル連携準備編～」より

③作成したデータを給与担当者に提出

従業員は②で作成した各種控除申告書を電子データ又は印刷用ファイルに出力し、勤務先の給与担当者に提出します。

給与担当者はその提出を受けたファイルを給与システムに取り込み、年末調整を行います。

年末の忙しい時期の給与担当者の手間を省くためにも、「年末調整の電子化」を考えられてみてはいかがでしょうか。



今後の法改正とその対策

【はじめに】

「次元の異なる少子化対策」3月に岸田首相が会見の際に掲げられたものですが、記憶に新しいのではないでしょうか。2025年民間における男性の育休取得率50%を目標とし、出生後一定期間内は両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、8割程度(手取りで10割相当)へと引き上げる案が発表されました。実際に仕事の現場で法改正が適用されるのは少し先のことになりますが、今後の雇用・採用に少なからず影響してくることが予想されます。また近年法改正が目白押しとなっておりますので、今回はその整理をすると共に、どのような対策が必要かをご紹介させていただきます。

【社会保険の適用拡大】

2022年10月から社会保険の適用拡大が施行されましたが、2024年10月から従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトも新たに社会保険の適用となります。

適用拡大対象の企業では、対象の従業員に対して制度の説明を行い、社会保険に入るのかどうかについての意思確認を事前にしておくことが望ましいでしょう。契約の見直しを行うのが、4月なのか10月なのかによりスピード感は変わってきます。年度内には方向性を決めて説明をしておく必要があります。

※従業員数=フルタイム従業員+週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員

(全ての従業員ではありませんので注意が必要です)

企業:法人番号が同一の全企業を合計(支店ごとではありません)

個人事業所:個々の事業所ごと

対象企業において以下のすべてにチェックが入るパート・アルバイトの方が新たな加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

【労働条件の明示ルールの変更】

2024年4月から労働条件の明示ルールが変わります。契約書や労働条件通知書において従来よりも詳しく契約内容を記載し従業員に明示する必要があります。

これまでの契約書内容の見直し、無期労働契約となった従業員に適用される就業規則の見直しなども必要になる可能性があります。今後ゆびすいでも契約書の離形作成を予定しておりますので、ご依頼いただけますと幸いです。



社労事業部
藤原克行

全ての労働者に対する明示事項	
1. 就業場所・業務の変更の範囲の明示	
全ての労働契約の締結時 有期労働契約の更新ごと	「雇入れ直後」の就業場所・業務内容に加え、将来の配置転換などによって 変わり得る就業場所・業務内容の明示
有期契約労働者に対する明示事項等	
2. 更新上限の明示	
有期労働契約の締結時と更新ごと	更新の上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と 内容の明示
3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件	
無期転換ルール*に基づく無期転換 申込権が発生する契約の更新ごと	無期転換を申し込むことが出来る旨の明示 無期転換後の労働条件の明示

※無期転換ルール

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

【高齢者雇用確保措置】

2025年4月から65歳までの雇用確保措置を講じることが義務化されることに伴い、2022年4月から65歳～70歳までの就業機会の確保(努力義務)が新設されています。65歳までの雇用確保が数年前まで努力義務だったことを考えると、今後70歳までの雇用確保が義務化となることもそう遠くない未来にやってくることが予想されます。また少子化で労働人口が減るため、高齢者雇用を増やすという意図が見えてきます。

従業員の高齢化による労働災害の増加が予想されるという声も大きく、会社の安全配慮が今まで以上に大切になってきます。また勤続年数が伸びることに伴う人件費の増加に備えて、役職定年制度の導入・給与表の見直しや採用・雇用戦略の変更は必要になります。

【最後に】

不安定な雇用形態を解消し将来の不安をなくして子育てしやすい環境を作ることを目的としている少子化対策のたたき台からもわかるように、法改正全体を通して労働人口を確保しようという意図が見えてきます。

一方で企業としては社会保険料の増加、制度改正による複雑化、人口減少による売上・利益の落ち込み、様々な問題に対応しながら経営していくなければなりません。また若年労働者が仕事に求めることが変わり、指導・採用方法において、「今までのやり方」が少しずつ通用しなくなっていると感じられることが多いのではないでしょうか。最新の知識や情報を伝えするためのメルマガ・セミナー・本誌等、ゆびすいには豊富な準備がございますので、是非ご活用いただけますと幸いです。

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されるという事をご存じでしょうか?

相続登記の義務化に当たって何が変わるのかをお伝えしていきたいと思います。

■相続登記に申請の期限が付くようになる

現行の法律では相続が発生しても相続登記の申請義務は無く、期限も課されておりません。(令和5年4月現在)

しかし、相続登記の義務化に伴い、令和6年4月1日からは「3年以内に相続登記をしなければならない」と定められました。

いつから3年以内がスタートされるかですが「被相続人が死亡した事」と「自分が相続人として対象不動産を取得した事」この二つの事実を知ってからとなります。

ですので、遠い親戚がどこかで亡くなって、自分が相続人だったとしても、その死亡の事実を知らなければ期限がスタートすることはできません。

■登記をしない事のペナルティが発生する

上記の3年の期限を正当な理由なく経過することで「10万円以下の過料」が課される事になります。

正当な理由については以下のとおりになっております。

① 相続が連続して発生して相続人が極めて多数であることにより、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に時間を要するとき

② 遺言の有効性が争われる訴訟が係属しているとき

③ 登記申請義務者に重病等の事情があったとき

④ 登記簿は存在しているものの、公図が現況と異なるため現地をおよそ確認することができないとき

単に「遺産分割協議で揉めて話が纏まらない」は正当な理由には当たりませんので注意が必要です。

■令和6年4月1日以前の相続にも遡って適用される

今回の相続登記義務化よりも前に発生した相続についても、相続義務は適応されるのでご注意ください。

実施された時点ですでに発生している相続の申請期限は、相続開始日からの計算ではなく、施行日から3年以内の令和9年4月1日までとなります。



登記事業部
司法書士

筒井琢也

■もし、話し合いがまとまらず期限内に相続登記ができない場合は?

相続人が一人の時は問題ありませんが、複数人いる場合には相続人同士の話し合いがまとまらず、期限内に相続登記ができない事も考えられます。

そんな時のために「相続人申告登記」という方法が新設されます。

■相続人申告登記とは?

登記官に対して申出することで、申し出た相続人の住所や氏名が登記されます。これにより住所氏名が登記された相続人は一旦申請の義務を果たした事になり過料が課される事は避けられます。

(この制度は特定の相続人が単独で申出する事も、他の相続人の代理で複数人分を申出する事も可能です。)

相続人同士の話し合いがまとまらず、どうしても3年の期限内に相続登記の申請ができそうにない時にはこの制度を利用していくとよいでしょう。

そして相続人同士で遺産分割の話がまとまり次第、その日から3年の相続登記の申請期限が付される事となります。ですので、協議が終わりましたら忘れずに相続登記をしましょう。

■最後に

相続登記の義務化の開始は、およそ1年後で現時点ではペナルティはありませんが、相続登記がお済みでない不動産がある方はできる限り早く終わらせる事をおすすめします。

相続登記を放置し、第2、第3の相続が発生すると、当事者の数が増え相続関係が複雑になり、手続きの際には膨大な時間や多大な費用を要する事にもなりかねません。

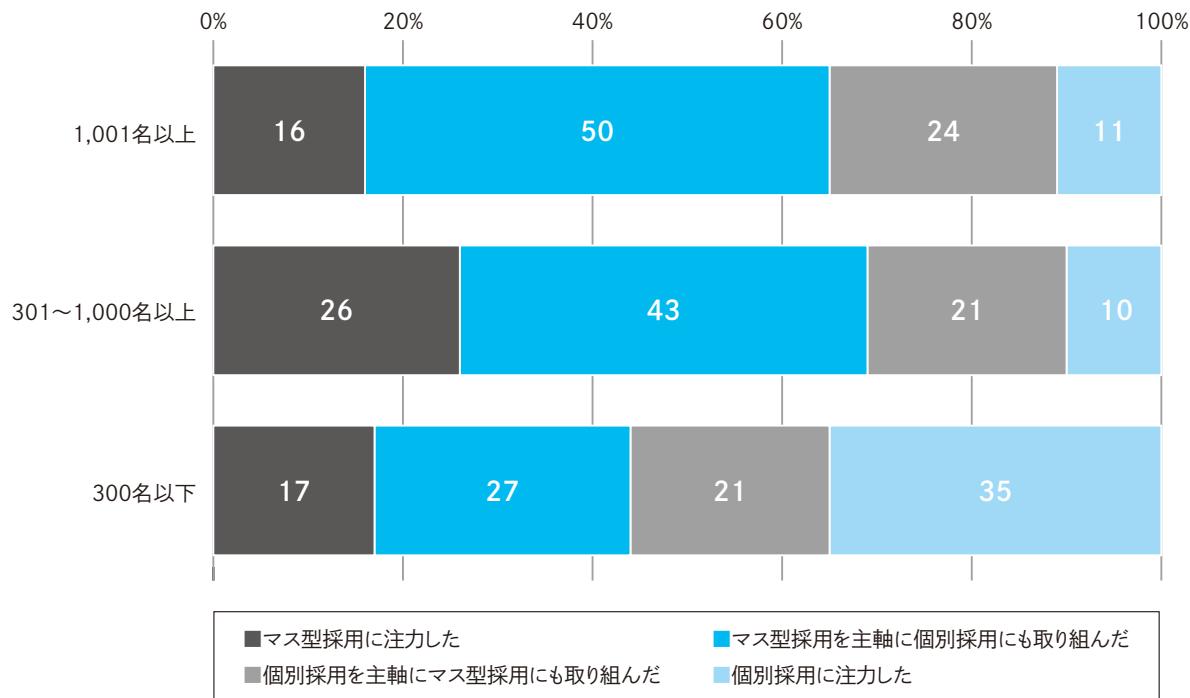
相続登記がまだお済でない方や、相続登記の義務化に関する疑問、質問をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

マス型採用から個別採用へ

採用手法は、時代に応じて変化しています。新卒採用、中途採用ともに、従来は大規模な母集団を形成して行う「マス型採用」のみを行う企業がほとんどでした。近年は、マス型採用に「個別採用」を組み合わせて採用を行うといったように、新たに個別採用に取り組む企業が増えてきています。マス型採用に関する明確な定義づけはないものの、採用する人数に対してかなり多くのエントリー数を集め、選考過程で多数の応募者をふるい落とす手法です。これに対して、個別採用は自社が必要とする人材をピンポイントで採用する方法です。

企業規模ごとの採用手法

実際の23年卒の新卒採用の傾向として「マス型採用に注力した」の割合は大企業で16%、中堅企業で26%、中小企業で17%と、2割弱～4分の1程度にとどまり、いずれの企業規模でも少数派となってきています。大企業では「マス型採用を主軸に個別採用にも取り組んだ」が50%と半数を占めており、企業規模に関わらず8割前後の企業で少なからず「個別採用」を導入し、候補者との丁寧なコミュニケーションによりターゲット層の母集団形成に取り組んでいます。特に中小企業では、「個別採用に注力した」が35%と最も多く、採用計画数が小規模であるからという要因もありますが、一人ひとりとの丁寧なコミュニケーションによりターゲット層の応募者を確実に取り込もうとする動きが出ています。



(出典)HR総研:2023年&2024年新卒採用動向調査 結果報告【採用手法編】



コンサル事業部
中小企業診断士
本杉祐也

では個別採用を行う上でどのように進めていけばいいかについて記載致します。

個別採用の進め方

①ペルソナの設定

みなさまは「ペルソナ」という言葉を聞いたことがありますでしょうか。「ペルソナ」とは、主にマーケティングで使われる概念で、商品やサービスを利用する典型的な顧客モデルのことです。

一見、採用活動においては関係がないような言葉に思えますが、採用活動の場においては自社が採用したい人物像のことを探し、活用します。

以下の流れでペルソナを設計します。

1. 経営者・現場にヒアリングし必要な人材を定義する
2. 採用目的を明確にする
3. イメージする人物像の条件を書き出す
4. 仮のペルソナを現場のイメージとすり合わせる
5. 現状の新卒・転職市場に合わせて要件を絞り込む
6. 設計したペルソナに沿って募集と選考を行う
7. ペルソナを見直し修正する

ポイントはリアルなペルソナに設定することです。よくありがちな失敗例としては求める人物像を追い求めすぎてしまい存在し得ないハイスペックなペルソナができてしまうケースです。そのため、現在の社員の共通点で設計したり、最低限のスキルから設定したりすることをおすすめ致します。

②メッセージの設計

個別採用といえども、求職者とコミュニケーションをやり取りする機会は限られています。数少ない1つ1つの機会で求職者の興味を自社に惹きつけるために、メッセージの内容にはこだわりましょう。

メッセージ内容は以下の4つのフレームで決めます。

1. 事業の魅力
例:ニッチトップで安定性が高い、〇年連続で増収増益
2. 仕事の魅力
例:市場価値が高まる仕事ができる、最先端の技術に携わることができる
3. 風土の魅力
例:風通しが良い、やりたいことにチャレンジできる
4. 待遇の魅力
例:平均残業時間が10時間と少ない、教育制度が充実している。

ペルソナに合わせてどの魅力を打ち出していくか、どう表現していくかキャッチフレーズを考えていきます。そのキャッチフレーズとともに採用手法を検討し、どう求職者にアプローチするか戦略を練っていきましょう。魅力を整理することで個々人に合わせた個別採用を行うことができ、求職者から選んでもらえる採用に繋がっていきます。

コロナを経て、採用手法が大きく変化しています。是非、この機会に現行の採用でいいのか検討して頂き、「個別採用」にも目を向けて頂ければと思います。

「贈与税の
「暦年課税」と
「相続時精算課税」」



相続専門部
税理士
巷岡文彦

1. はじめに

贈与税には、「暦年課税」と「相続時精算課税」という2つの計算方法があります。

令和5年度税制改正により、生前贈与の加算期間(暦年課税)・相続時精算課税制度が改正されました。

今回は、この2つの計算方法と相続が発生した場合の取り扱いについて解説いたします。

2. 生前贈与加算(暦年課税)

(1)概要

被相続人から生前に贈与によって取得した財産のうち、相続開始前の一定期間内にされた贈与財産の価額は相続財産に加算し、相続税を計算します。

改正前はこの加算期間が3年でしたが、段階的に延長され、最終的には7年となります。延長期間分の贈与については、加算額から100万円の控除が可能となります。

また、加算された期間に係る贈与税額は相続税額から控除します。

(2)計算例

- | | |
|------------------|-----------------------|
| • 被相続人：父、相続人：子1人 | • 令和6年から5年間毎年200万円を贈与 |
| • 6年目に相続発生 | • 相続財産1億円 |

■毎年の贈与税

$$(200\text{万円} - 110\text{万円(基礎控除)}) \times 10\% = 9\text{万円}$$

■相続税

$$\textcircled{1} 1\text{億円} + 900\text{万円(※)} - 3,600\text{万円(相続税の基礎控除)} = 7,300\text{万円}$$

$$\textcircled{2} 7,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,490\text{万円}$$

$$\textcircled{3} 1,490\text{万円} - (9\text{万円} \times 5\text{年分}) = 1,445\text{万円}$$

※加算される金額

$$200\text{万円} \times 5\text{年分} - 100\text{万円(延長期間に係る控除)} = 900\text{万円}$$

3. 相続時精算課税制度

(1)概要

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫に生前贈与を行った場合、生涯で2,500万円(特別控除額)まで贈与税が課税されない制度です。累積贈与額が2,500万円を超えた場合には、超えた額に対して一律20%の贈与税が課税されます。

その父母や祖父母からの贈与については、一度この制度を選択すると暦年課税に変更することはできません。

相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産については、相続発生時に全て相続財産に加算して相続税を計算し、それまでに課税された贈与税額は相続税額から控除します。

令和5年度税制改正では、相続時精算課税にも年間110万円の基礎控除が創設されました。この基礎控除部分は相続財産への加算の対象とはなりません。

(2)計算例

前述の暦年課税の計算例と同条件で、令和6年から相続時精算課税制度の適用を受けた場合には、下記のような税額計算となります。

■毎年の贈与税

- ①200万円-110万円(基礎控除)=90万円
- ②90万円-90万円(特別控除)=0円

■相続税

- ①1億円+450万円(※)-3,600万円(相続税の基礎控除)=6,850万円
 - ②6,850万円×30%-700万円=1,355万円
- ※加算される金額
(200万円-110万円(基礎控除))×5年分=450万円

4. 比較

前述の計算例ならば下記の表の通り、相続時精算課税制度を適用した方が資産移転に係る税負担は少くなります。

	暦年課税	相続時精算課税
5年間の贈与税の合計額	450千円	0千円
相続税額	14,450千円	13,550千円
贈与税と相続税の総額	14,900千円	13,550千円

今度は少し条件を変えて比較してみます。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| •被相続人：父、相続人：子1人 | •令和6年から10年間毎年500万円を贈与 |
| •11年目に相続発生 | •相続財産5億円 |

最終的な贈与税と相続税の税負担は下記の表の通りとなり、相続時精算課税制度を適用した方が最終的な税負担は大きくなります。

※子は令和6年時点で18歳以上であり、贈与税の特例税率を適用するものとします。

	暦年課税	相続時精算課税
10年間の贈与税の合計額	4,850千円	2,800千円
相続税額	203,605千円	206,700千円
贈与税と相続税の総額	208,455千円	209,500千円

5. おわりに

さて、結局「暦年課税」か「相続時精算課税」どちらの方が資産移転に係る節税効果が大きいのでしょうか？

これは、その人の親族関係、相続財産と贈与する金額、相続が発生するまでの期間等により異なってきます。

令和5年度税制改正により、贈与を伴う資産移転の課税関係が複雑となりました。

贈与・相続についてご興味、ご心配のある方は、是非ともゆびすい担当者にご相談ください。

YNGメルマガ 閲覧記事ランキング

おかげさまで多くの方にご登録いただいておりますYNGメルマガについて、

2023年1月～3月の間で最も閲覧数の多かった記事は何なのか。

今回は上位5件をランキング形式にて発表いたします。

YNGメルマガってなに？

次世代経営者・経営幹部の方（Yubisui Next Generation）
向けに発行しているメールマガジンです。今年度はセミナー
も実施しています。

次世代経営者・幹部社員勉強会（通称：YNG経営塾）

2023年度テーマ

【参加費無料】

「環境変化に対応可能な中小企業経営」

世界情勢の変化や新型コロナウイルスによって、想像を超えるスピードで
外情環境や人々の価値観は変化していっています。

柔軟な発想で経営を行い、今までの常識から未来を生き抜くため
多角なテーマの研修をお届けします。

第1位



2023年2月17日(金)配信

『年金手取額』

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all&m=29>

第2位



2023年2月9日(木)配信

『宗教法人の脱税事案と疑問点』

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all&m=13>

第3位



2023年2月7日(火)配信

『確定申告～医療費で節約?!～』

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all&m=6>

第4位



2023年2月15日(水)配信

『なぜ結婚できないのか』

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all&m=20>

第5位



2023年2月22日(水)配信

『接客のプロ』

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all&m=35>

(2023年5月 集計)

そのほかにも有益な情報を
お届けできるよう
配信しておりますので、
まだ登録されていない方は
この機会に是非ご登録ください。



ご登録はこちらから

<https://b.bme.jp/bm/p/f/tf.php?id=bm81442hk&task=regist>



こちらからバックナンバーもご覧いただけます。

<https://b.bme.jp/bm/p/bn/list.php?i=bm81442hk&no=all>